平成２３年（フ）第１０８号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目16番18号城山ハイツⅡ―212号
債務者　池田　千年
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字湊町字上田屋前16番地６イーグルハイツＣ棟Ｇ号室、前住所青森県八戸市大字大久保字大塚17番地55
債務者　坂上　武光
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
青森県八戸市大字廿六日町45番地三田邦男方
債務者　富山ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
青森県三戸郡南部町大字苫米地字明戸20番地11
債務者　下田由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
青森県八戸市江陽４丁目13番31号
債務者　熊野三貴夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
石川県小松市宝町46―１　プラネットドリーム103号室、従前の住所石川県小松市八幡町60―３
債務者　松本　洋平
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県たつの市揖保町門前303番地
債務者　小田　秀信
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第６１号
兵庫県養父市八鹿町小山144番地３
債務者　中村　立己
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
奈良県桜井市大字金屋254番地の１
債務者　松尾　睦美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２７５号
徳島県徳島市八万町弐丈106番地の40、旧住所徳島県吉野川市川島町学字西出目61番地８
債務者　川村百合子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８３号
徳島県徳島市助任本町２丁目38番地　グランドハイツ606号、旧住所徳島県鳴門市大麻町東馬詰字東五反野16番地１
債務者　篠原　博之
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９２号
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字中道49番地１、旧住所徳島市大原町外籠52番地の12
債務者　中野　恵嗣
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２６号
青森市大字八ツ役字芦谷102番地
債務者　白鳥美枝子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
青森市大字安田字近野402番地
債務者　今　　禮子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
青森県八戸市売市四丁目17番22号　大橋アパート17号室、前住所青森県八戸市南郷区大字島守字畑13番地４
債務者　山崎　栄治
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
岩手県紫波郡矢巾町大字赤林第17地割31番地10
債務者　藤原　教一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３８４号
盛岡市本宮字上越場24番地３
債務者　島村　延親
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部